

平成30年度 事業計画

我が国経済は、緩やかな回復傾向にあるが、個人消費の力強さまでには至っておらず、グローバル化された社会は、国際情勢等の変化により影響を受けやすく先行きは不透明であり、地方まで景気回復がいき渡っていません。

このようななか乗合バス事業は、大都市部では経営改善の動きが見られるものの、県内ではマイカーの普及や人口減少・少子高齢化等により依然厳しい経営状況が続いています。各社それぞれ利用促進等に取り組んでおりますが、短期的に効果の現れる状況ではなくバス利用者の増加には繋がっておりません。貸切バス事業は、新運賃制度が導入され4年が経過したことにより新制度が定着しつつあるなか、貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループによるフォローアップ会合が開催されており、輸送需要の低下はあるものの適正運賃の収受により事業の健全化と安全運行が求められていくことになると思われます。

また、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会が「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめ、この総合的対策を全会員が確実に実施できるよう取り組みを推進するとともに、東京オリンピック・パラリンピックの選手、観客等の輸送に取り組むを進めてまいります。

当協会は、地域住民の通勤、通学、買い物、通院等生活の足として、また、観光等に欠かせない公共交通機関としてのバス輸送を振興するため、バス輸送サービスの改善、バス輸送の安全性の確保、人と環境にやさしいバスの普及、地震防災対策としての輸送等を会員事業者と推進してまいります。

また、交通政策基本法、交通政策基本計画に則り、国、自治体等の取り組みと連携し、安全・安心で持続可能なバス輸送サービスが提供できるよう取り組みを進めてまいります。

1. 乗合バス事業関係

- (1) バス利用者の利便性の向上及び利用促進に取り組めます。
- (2) 低床バスの導入、ICカードシステムの導入及びバスロケーションシステムの拡大等バス利用者のニーズにあったサービスの充実を図ります。また、「バスの乗り方教室」等の開催により、バス利用者の利用促進を図ります。
- (3) 生活路線の確保・維持方策に係る国及び地方補助制度が円滑に運営されるよう適切に取り組めます。
- (4) バスの走行環境改善を図るため、バス運行優先措置の拡充を関係機関に要望するとともに定時運行の確保に努めます。
- (5) バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」に適合したバス車両に即した道路整備並びにバス路線関係道路整備を関係機関に働きかけ、その実現に努めます。また、高速乗合バスのバリアフリー化導入にあたっては、日本バス協会と連携し取り組めます。
- (6) 交通政策基本法、交通政策基本計画に則り日本バス協会と連携し取り組みを進めます。
- (7) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法定協議会の設立と活動を支援

- します。
- (8) バス運賃にかかる諸問題について、有効な制度を検討し、事業経営の基盤強化に努めるとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図れるよう適切に対応します。

2. 貸切バス事業関係

- (1) 貸切バス事業の安全性の確保と質の向上に向けて、貸切バス事業適正化指導員の巡回等により指導・適正化を推進します。
- また、運輸安全マネジメントに係る義務付け拡大により、安全意識の向上、安全管理体制の確立及び内部監査の適切な実施に向けて取り組みを図ります。
- (2) 道路運送法に基づく「一般財団法人中部貸切バス適正化センター」の巡回指導が実施されることとなり、協会は会員に対する巡回指導を実施し、法令遵守等の取り組みを推進します。
- (3) 貸切バスの利用拡大を図るため、ホームページを活用し、利用者に良質なサービスの提供と会員の情報を提供することによりサービスの向上を図ります。
- (4) 貸切バス事業者の安全性評価・認定制度の認定を取得するための指導を推進します。
- (5) 貸切バス事業の経営基盤の確立を図るための方策を検討します。
- (6) 輸送秩序の確立を図り、白バス等違法行為に対しては、関係当局の協力・指導を得て、排除に努めます。
- (7) 旅客誘致対策の強化と適正な運営を図るため、行政機関、観光団体及び旅行業界等との連携を推進します。
- (8) 東京オリンピック・パラリンピック及び大規模イベントの選手・観客等輸送に対し、県内事業者等のバス輸送を安全且つ確実にを行うため支援します。

3. 事故防止

- (1) 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」について、積極的に取り組み事故の再発防止と安全運行の確保を推進します。
- (2) 各種の交通安全運動に積極的に参加し、有効かつ効果的な事故防止対策の実施に努めます。
- (3) 日本バス協会が策定した「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき飲酒運転防止の周知徹底を図るとともに関係者への啓蒙活動に努めます。
- また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を期すため薬物使用禁止の徹底を図ります。
- (4) 緊急時における乗客の安全確保を図るため、日本バス協会が策定した「車両火災発生等緊急時における統一对応マニュアル」を活用し、適切な対応を推進します。
- (5) 後部座席のシートベルト着用が義務化されたことから、乗客へのシートベルト着用を推進し、乗客の被害軽減を図るため関係者への指導を推進します。

- (6) 乗合バスの車内事故の防止を図るため利用者に対する啓発活動と安全運行の徹底を推進します。
- (7) 自動車事故対策機構が行う運転者の適性診断の受診を推進し、事故防止にその結果の活用を図ります。
- (8) 国土交通省作成の「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」 「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」等を活用し、運転者の健康診断等の結果を基に適切な健康管理を推進します。
- (9) 自動車関係4団体とともに、安全運転コンクールを実施し優良事業所を表彰する活動に取り組みます。
- (10) 事故防止についての情報の収集を行い、会員相互の協力体制と事故情報の共有を図り事故防止の推進に努めます。
- (11) 日本バス協会の策定した「バス事業の総合安全プラン2020」に取り組み、交通事故死亡者数ゼロ、人身事故件数20件以下、飲酒運転ゼロを目標に取り組みます。
- (12) バス車両等の整備・改良等について調査研究を推進します。

4. 地震等安全対策

- (1) 東海・東南海地震等の大地震の発生を想定し、地震・津波等の対策を調査・研究し、その対策及び防災体制の確立を図るとともに指導を推進します。
また、日本バス協会の「大規模災害基本対応マニュアル」の周知を図るとともに事前の備えを推進します。
- (2) 原子力災害の発生を想定し、調査・研究に取り組み緊急輸送体制等の対策と確立を推進します。
- (3) バスジャック及びテロ事件等に関する情報収集に務めます。
- (4) 「バスジャック統一対応マニュアル」及び「テロ対策」の周知を図ると共に防犯等連絡手段の整備を促進し危機管理対策の徹底に務めます。
- (5) 国民保護法に基づく「指定公共機関」として住民避難等に伴うバス輸送体制の確立を図ります。
- (6) 新型インフルエンザ等対策について感染拡大防止を適切に推進します。

5. 環境対策について

- (1) 地球温暖化ガスの削減対策を積極的に推進し、エコドライブ・アイドリングストップ等を推進するとともに、優秀営業所を表彰します。
- (2) NO_x・PM法に基づくディーゼル車に対する排出ガス規制に適切に対応し、大気環境の改善に努めます。
- (3) ディーゼル車の排出ガス規制に係る国の助成制度をはじめ各種助成制度の周知を図るとともに制度を活用することにより低公害車の導入を促進します。

6. 広 報

- (1) 各種の媒体を活用し、広報活動を積極的に行い、バスの利用促進と広く

バス事業の現状を伝えるとともに、ホームページの活用によりバス事業への理解と関心を高めることに努めます。

(2) 9月20日の「バスの日」を中心に、バス利用促進の広報活動を推進します。

7. 運輸事業振興助成交付金

制度の趣旨に沿った適格な事業の推進を図り、円滑かつ、有効な運営に努めます。

8. 労 務

バス事業における労務関係諸問題についての調査・情報収集を行い、適切な対応を図ります。

政府の決定した「働き方改革実行計画」が円滑に実施できるよう日本バス協会と連携し取り組みます。

また、運転者の確保が難しい状況にあることから、関係機関等と連携を図り運転者の確保を推進します。

9. 財 務

バス事業に係る財務関係諸問題について、調査研究を行うとともに、税制及び自動車関係諸税に関し調査研究を行い、適時適切な対応を図ります。

10. その他

(1) 永年勤続の優良バス運転者及び優良バスガイド等を選抜し表彰等を行います。

(2) 本協会の目的に照らし、必要かつ、適切な事業については、積極的にその推進を図ります。